

がんばろう！東北



平成 23 年 5 月 9 日

第 21 号

みちのく環境だより

環境省東北地方環境事務所 <http://tohoku.env.go.jp>

東日本大震災のため特別編集として災害関連の各課の取組を中心に紹介します。

震災に伴う各課の取組と対応について

～被災した各県の災害廃棄物処理状況（岩手・宮城・福島） (廃棄物・リサイクル対策課)

廃棄物・リサイクル対策課では、各県において、廃棄物処理が円滑に進むよう、各県に専任連絡相談員を派遣し、県、市町村が、廃棄物処理に関して問い合わせを行う場合の連絡相談窓口を整備しました。

1. 岩手県

岩手県では、3月29日「岩手県災害廃棄物処理対策協議会」が開催されました。この協議会は環境省が呼びかけ、被災地12市町村の代表及び県担当者、政府関係機関、関係業界団体が参加したもので、政府における今後の災害廃棄物処理についての方針説明や、岩手県の基本的な考え方が示されました。全体会議終了後には引き続き関係省庁と被災市町村との間で疑義照会を行い、具体的な疑義について意見交換が行われたところです。この協議会以降、各市町村において被災家屋や店舗の解

体、被災自動車や船舶の撤去に着手すると同時に、災害廃棄物の仮置き場への収集・運搬が開始されています。仮置き場の選定に苦慮する市町村もありましたが、全ての市町村において復興に向けた第一歩として踏み出しました。4月中には岩手県全体として70～80%程度のがれき類の仮置き場への搬入を終了する見込みです。今後は集約した災害廃棄物の分別及び中間加工処理に向けた取り組みが始まります。

（岩手県専任連絡相談員：保科）



2. 宮城県

～仙台市の災害廃棄物処理の取り組み～

今回の東日本大震災では、津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しました。とりわけ、宮城県内の特に沿岸部の市町は、大量に発生した災害廃棄物の処理に苦慮しているところです。一般的に災害廃棄物は、その発生量が短期間のうちに膨大になるという特徴があ

ります。この膨大な量の災害廃棄物を処理するためには、仮置き場の設置が重要となります。

仙台市では、今回の震災を受け、市内若林区海岸公園（以下「海岸公園」といいます。）に仮置き場を設置しました。仮置き場の設置条件として主に、10トン級ダンプ車両の進入が可能であること、地盤の良い場所であること、住居地域からなるべく離れていること、発火・臭気・埃・衛生対策を考慮しておくことなどが挙げられますが、この海岸公園はこれらの要件を満たしている好事例として挙げることができます。

海岸公園は、10,000m²の簡易な遮水シートを設置すると

環境省東北地方環境事務所

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第2合同庁舎

電話:022(722)2870(代表)

FAX:022(722)2872

電子メール: REO-TOHOKU@env.go.jp

(リサイクル、有害廃棄物輸出入関係、地球温暖化対策、石綿健康被害等に関すること)

電子メール: TOHOKU@env.go.jp

(国立公園、エコツーリズム、自然再生、野生生物、外来生物等に関すること)

もに、ダンプや重機が遮水シート上面を通行してもシートが破れないよう約50cm程度を土砂により覆土し、さらに災害廃棄物から汚水等が溢れないように周辺に約50cm程度の盛土をつくっています。また、汚水等の流出防止のため、仮置き場内に貯留槽を設置することも予定しています。

こうした工夫をすることによって、仮置き場の周辺環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮しています。

(宮城県専任連絡相談員：菅原)



3. 福島県の状況

福島県では3月31日に災害廃棄物処理対策協議会を立ち上げ、震災廃棄物の処理に向け体制を整えました。当該協議会の下には相双地区及びいわき地区にそれぞれ地方協議会を設置することとなり、その準備会も開催されました。

大津波による行方不明者の捜索も続くな、震災廃棄物の処理は緒についたばかりです。私は4月22日に新地町を訪問しましたが、一次仮置き場には大量の瓦礫類が次々と搬入されていました。これらの廃棄物を分別し、適正に処理していくことが今後の大きな課題と考えます。

国をあげての英知により、この極めて困難な状況を乗り越えていかなければなりません。

(福島県専任連絡相談員：永井)



～国立公園保全整備課の取組について

(国立公園保全整備課)

国立公園・保全整備課は、現地自然保護官の協力のもと、環境省所管施設や主要な公園事業施設について被災状況の確認と危険箇所における安全確保対策を行っておきます。

みちのく環境だより第20号にてお知らせした陸中海岸国立公園内の利用施設の被災状況ですが、その後の調査によって以下のように詳細な状況が判明してきました。

【環境省所管施設の被災】

●宮古市姉ヶ崎地区：中の浜キャンプ場 津波により殆どの施設が消失。



震災前



震災後

●気仙沼市気仙沼大島地区：田中浜園地

津波により体験あづまやの屋根等が破損。



震災前



震災後

【主要な公園事業施設の被災】

●宮古市田老町（沼の浜地区）

津波によりキャンプ場の管理棟、炊事棟、トイレ棟等の施設全般が消失。

●宮古市浄土ヶ浜地区

津波により車道、歩道、トイレ、レストハウスが破損。

●宮古市姉吉地区

津波によりキャンプ場の管理棟、炊事棟、トイレ棟等の施設全般が消失。

※明治三陸地震の津波高38.2mを上回る、観測史上最大規模の38.9mを記録。

●田野畠村明戸浜地区

津波によりキャンプ場の炊事棟、トイレ棟等の施設全般が消失。

●野田村米田地区

津波によりシャワー棟が消失、トイレ棟が半壊。

●山田町船越地区

津波によりシャワー棟やトイレ棟が破損。

●気仙沼市気仙沼大島

(小田ノ浜地区)

津波により休憩所が破損、トイレ棟や松林が消失。

国立公園の利用施設の復旧を進めるることは、地域の観光振興の推進につながることから、出来る限り早い段階で施設の復旧計画を策定するとともに、復興予算の確保に努める予定です。

また、引き続き、復旧に伴う自然公園法手続きの相談対応を行うとともに、今回の災害による国立公園としての景観資源や自然環境の変化状況等を把握し、今後の公園計画の点検作業に反映させていくことにしています。

～野生生物課の取組について (野生生物課)

【鳥獣保護区被害状況】

津波被害が大きかった仙台海浜鳥獣保護区について報告します。

今後、砂浜の地形、植相、鳥相について長期的な観察が必要と思われます。

【仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区】

(蒲生干潟へのルートは向洋緑地公園からと、日和山からの2ルート)

- ・日和山ルートは津波で市道がえぐられ車が通れない箇所があり徒步で向かった。



蒲生干潟 震災前



蒲生干潟 震災後

- ・向洋緑地公園駐車場は高台となっており津波被害は免れた。

- ・向洋緑地公園東側の砂浜はやや後退し干潟北部で無くなっている。

- ・ゴム製品原材料の入ったコンテナが漂着しており、原材料が散乱。

【被災ペット支援】 被災ペットの支援については、環境省も「緊急災害時動物救援本部」(みちのく環境だより第20号で紹介)と連係して取り組んでいます。具体的には、環境省では、動物用ケージ1,777個、テント24張りを被災自治体へ配布すべく、作業を進めているところです。また、「緊急災害時動物救援本部」が行っている義援金の交付や仮設住宅入居の際のペット連れ入居者への配慮要請などを支援しております。当課で近隣の避難所を巡回したところ、ペット同伴者とそうでない者をうまく分離してお互いストレス無く過ごしている避難所もありましたが、ペット同伴が不可能な避難所では、今でも車の中でペットと過ごしている避難者もいるとのことです。今後とも被災ペットのケアについて適切に行われるよう可能な限りの支援をしていきます。

～環境対策課の取組について (環境対策課)

環境省では、震災による環境汚染を未然に防止するため、環境調査・モニタリング等について、必要な資機材・人員の派遣等の支援のマッチングを行っております。当課といたしましては、全国の自治体の皆さんから寄せられた各種支援内容と被災自治体の皆さんか

らの具体的な要望内容とを調整させていただきながら、現在、マッチング作業を行っているところであります。被災自治体の皆さまから寄せられた案件 15 件のうち 8 件については既に支援決定に至っています。若しくは双方の自治体間での事務的な詳細調整の段階に至っております（平成 23 年 4 月 22 日現在）。被災自治体の皆さまからのマッチング要望事項につきましては、第一次的に設けた提出期限は既に経過しておりますが、期限経過後でも新たなマッチング要望事項がございましたら、全国の自治体の皆さまとの新たなマッチングをさせていただくつもりです。遠慮なく連絡いただきたいと思います。また、マッチング要望事項以外にも別途の要望事項がございましたら、本省等とも連携しながら、可能な限り対応いたしたいと考えておりますので、ご意見・ご要望をお待ちしております。

さらに、環境省では、被災地住民への健康影響及び環境汚染の拡大を予防するため、被災地周辺の環境に関する基礎的な情報を的確に把握する必要があることから、被災地において環境モニタリング緊急調査を行うべく、平成 23 年度補正予算への計上を図っております。当課といたしましては、環境本省が本緊急調査を実施するに当たっては、被災自治体の皆さまのご意向、ご要望を可能な限り反映させた調査にいたしたいと考えており、皆さまからのご意見・ご要望をお伺いしながら環境本省とも連携を図って取り組んでまいります。

自然保護官からの現地レポート

～陸中海岸国立公園北部地域における東日本大震災の状況 (宮古自然保護官事務所 深谷 雪雄)

陸中海岸国立公園・北部地域は、山田町及び宮古市の一部、野田村では中心市街地も甚大な被害を受けた。宮古以北は、南部のリアス海岸とは成因の異なる海岸段丘となっており、比較的標高の高い土地が続いているが、合間に発達した漁港、漁村の被害は大きかった

国立公園内では、中核的な利用拠点である淨土ヶ浜において、昨年度新規オープンしたレストハウスが半壊したほか、歩道やトイレ等の施設も損壊し、多くのゴミが漂着した。田野畠村では、国立公園の資源を活用したエコツーリズムの拠点施設が壊滅した。宮古南部に隣接する山田町では、静謐な山田湾に養殖いかだが並ぶ文化的な景観が大きく損なわれた。その他の地域でも、低地部にあった公園施設が軒並み大きな被害を受けている。

震災直後は、関係者の安否確認をしながら、避難所や市町村の物資集配業務の補助等を実施した。以後、国立公園内の自然環境や施設の被害状況の調査を行いながら、災害復旧に係る許認可の相談に対応することが主な業務である。そういうた担当業務以外にも、災害廃棄物処理や被災ペット等、地域の復旧の上で大きな課題となっている問題について極力現地での情報収集や相談窓口となることを心掛けている。

復旧・復興への行程は先が長いが、地域の姿を見つめ、国立公園制度の活用を中心とした環境省としての貢献の道を探ってまいりたい。なお、被災後 2 週間ほど経ったころ、淨土ヶ浜地区では地元観光関係者を中心としたボランティアにより、堆積したがれきを収集する作業が行われた。こうした地域の活力に大きな希望の光を感じたところである。



淨土ヶ浜でのボランティア清掃

～陸中海岸国立公園南部地域における東日本大震災の状況 (大船渡自然保護官事務所 久保井 喬)

リアス海岸の発達する陸中海岸国立公園・南部地域は、東日本大震災の津波により大きな被害を受けた。報道の通り市街地の被害は甚大で、その状況を見たときは言葉を失った。公園区域は、半島の先端や岬などは、湾奥より波高が低かったこともあり、その影響は相対的に小さかった。一方、岩石海岸の合間にある浜・集落・漁港や、湾奥・河口域の干潟・砂浜の被害が大きかった。国指定名勝でもある高田松原は、マツ 1 本を残しそしてが流出するだけでなく、マツの立地していた土地そのものが失われていた。水鳥の生息地であった高田松原の後背湿地や、釜石市鵜住居川河口域も損なわれ、影響が懸念される。また、気仙沼

大島の十八鳴浜や大船渡市の碁石浜などの浜は、地盤沈下等により浜の幅が大きく減少した。

低地にある公園施設も大きく被災し、本公園の重要な探勝方法である遊覧船も壊滅的な被害を受けている。小型遊覧船は、奇岩の洞門をくぐれるなど臨場感があり人気も高いが、事業者が高齢なこともあり、継続できないとの声も聞かれており、憂慮している。

震災直後は、通常業務以外にも避難所の管理補助、避難者支援、

住民帰宅支援などを行い、その後関係者の安否確認、自然環境や公園施設等の調査を行ってきた。

また、本来業務を超えて、廃棄物やし尿処理などについて、各自治体から現地の課題を聞き取って情報伝達を行ってきた。し尿処理の課題の早期解決には、貢献できたようである。

今後は、本省、東北地方環境事務所とともに施設の復旧、公園の再編やビジョン作りの検討等を行うとともに、海岸清掃を通じて海

岸景観の回復・漁業者の支援を行っていきたい。また、小型遊覧船が再起すれば、小型遊覧船による海岸探勝の魅力創出・発信にも貢献していきたい。



十八鳴浜(気仙沼大島)

～災害廃棄物処理優良取組事例集の紹介

環境省では、地方公共団体による災害廃棄物処理の優良取組事例を下記のホームページアドレスで紹介していますので参考にしていただければと思います。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikibutsu_good-practice_100415.pdf

なお、参考までに優良取組事例の一部を紹介します。

災害廃棄物処理優良取組事例集（グッドプラクティス集）

■優良取組事例 2：仮置場における簡易遮水シートの敷設

【課題】

災害廃棄物の中には、油分の他、重金属等の有害物質を含有するものも含まれる可能性があり、仮置場において汚染水が土壤に浸透し、土壤汚染や地下水汚染を引き起こすことが考えられる。このため、有害物質等を含む災害廃棄物の仮置場については、そうした環境汚染を防止するための取組が求められる。

【取組】

宮城県仙台市においては、油分等の漏洩が懸念される廃棄物専用の仮置場を設置し、簡易な遮水シートを敷設する等の取組を行っている。

- ・仮置場に 10,000 m² (約 10m×25m のシートをつなぎ合わせた物) の簡易な遮水シートを設置、仙台市内に同様な仮置場を 2箇所増設予定 (合計 30,000 m²)
(遮水シートの材質：高分子樹脂コート織布、厚さ約 0.4mm)。
- ・トラックや重機が遮水シート上面を通行してもシートが破れないよう約 50cm 程度土砂により覆土
- ・災害廃棄物から汚水等が溢れないように周辺を約 50cm 程度の擬似堰堤設置
- ・汚水等の流出防止のため、仮置場内に貯留槽を設置予定

【効果】

当該取組によって、油分や有害物質の土壤への漏洩を防止することが可能となる。



4



災害廃棄物処理優良取組事例集（グッドプラクティス集）

■優良取組事例 3：仮置場における分別保管

【課題】

災害廃棄物には、金属くず、がれき類、家電類等、様々な種類・性状の物が混在しており、そのまま一括して処理することは困難となっている。それらの中には、再生利用が可能な物も多く含まれており、リサイクルを進めることにより資源として有効活用することができる。また、膨大な量の災害廃棄物を埋立処分する最終処分場の確保は極めて困難な課題となっている。

【取組】

仙台市や大洗町においては、十分な仮置場の確保に努めるとともに、仮置場においては廃棄物を以下ののような品目別に保管する取組がなされている。

- ・金属くず
- ・がれき類
- ・家電類
- ・粗大ごみ

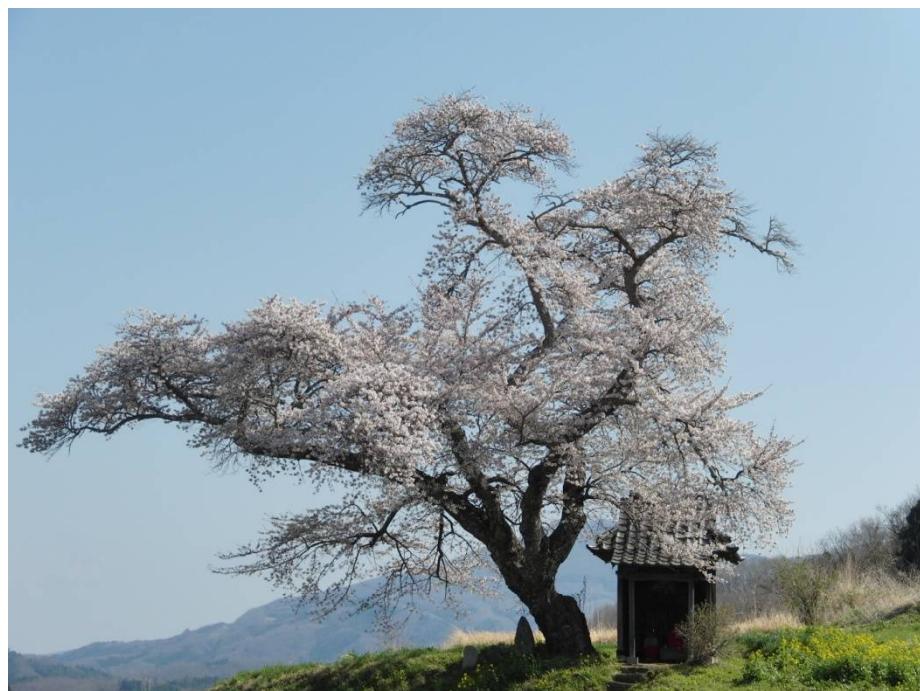
宮城県仙台市の例



5



合戦場のしだれ桜(福島県二本松市)



小沢の桜(福島県田村市)

題字横の写真：是哉寺のお地蔵さん(福島県田村市)